

平成29年度 4月定例農業委員会議事録

日 時 平成29年4月5日(水) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	(町許可分	2件)
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	(町許可分	4件)
議案第3号	農用地利用集積計画について	(委員会決定分	23件)
議案第4号	農業振興地域整備計画について	(意見書提出分	4件)
議案第5号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	(委員会認定分	4件)
報告第1号	農地法第18条第6項による通知書	(9件)
報告第2号	農地等形状変更届出について	(1件)
その他			

出席者

山崎 徹一 原 一夫 丸野 佳孝 嬉野 忠 碓 沖則
木下 信行 牛島 博子 田中 芳春 峯 孝樹
鷺崎 和志 中島 勝 小池 正保 田中 良明
大川 幸博 鶴 香代子 中山 好典 吉丸 俊春 内田 秀光 大坪 正治

欠席者

事務局 田中 嘉樹 相良 恵里子

事務局

皆さん、おはようございます。皆さん揃われていますので、只今より4月の定例農業委員会を開催します。本日は、〇〇委員さん、〇〇委員さんより欠席の連絡が来ております。尚、〇〇委員さんより少し遅れるとの連絡がありました。

事務局

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。桜の花も満開となり、春らしく陽気な季節で公私ともお忙しい中、4月の定例農業委員会に参加いただきありがとうございます。只今より4月の定例農業委員会を開催します。

報告としまして、農地の斡旋事業が三根地区で2件あったことを報告いたします。

本日の議題・報告等につきましては、議案第1号として農地法第4条の規定による許可申請について（町許可分2件）、議案第2号として農地法第5条の規定による許可申請について（町許可分4件）、議案第3号として農用地利用集積計画について（委員会決定分23件）、議案第4号として農業振興地域整備計画について（意見書提出分4件）、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（委員会認定分4件）、報告第1号として農地法第18条第6項による通知書について（9件）、報告第2号として農地等形状変更届出について（1件）、その他となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

議事録署名人については、5番〇〇委員さんと6番〇〇委員さんをお願いしたいと思います。

議事に入りたいと思います。

議案第1号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第4条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、総合判断としての意見（案）を説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇委員

会長さん方と現地確認しましたが、転用の要件を満たしていました。

農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第1号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第1号2農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第4条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、総合判断としての意見（案）を説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

申請人は、地区において書道教室を開くため、場所等探された末、適当な所がなく、やむなく隣接の農地への転用はやむを得ないと思われま。農振除外の決定も受けられており、排水も、北側の側溝に流せるので、農地転用にあたり問題はないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思えます。議案第1号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号2は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、総合判断としての意見（案）を説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

3月23日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。申請地は、建設業の資材置き場として造成するもので、中央部に北から南への排水管を施し、既存の南側公有水面に排水予定となっております。また、西側農地との間は要壁で

仕切られ、隣接農地への影響はなく農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

お尋ねします。この件の手続きの問題ですが、5条となってるいるのは、農業委員会の決定権におけるものですか。

事務局

総合判断の欄の「町への副申」の文言が欠落しておりました。町長による決定で間違いありません。

会 長

他は無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、総合判断としての意見（案）を説明する。

会 長

地元、〇委員さんよりお願いします。

〇 委員

申請地は、住宅地が繋がっている場所であり、住宅用地としては問題ないと思われます。生活排水も合併浄化槽で処理し排水されるため、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号2は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、総合判断としての意見（案）を説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

事務局と現地調査を行いました。申請地は、住宅地の一番奥の段差のある場所に建てるとの事で、雨水、生活排水をため池に流すようになっていたが、非常に悪臭を放つ為、近隣よりの埋め立て要請がされ、実施されております。以前はこの池の水を農業用水として利用していたと思われまます。自分たちが流す排水に臭いという意見には納得しがたい。今後は十分注意をしながら、住宅建設しなければと思います。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号3は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第2号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号4農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、総合判断としての意見（案）を説明する。

会 長

地元、○委員さんよりお願いします。

○ 委員

申請地は、商業施設が連なっている場所の北側で、周囲も住宅地となっております。雨水については、十文字川に排水されますし、生活排水についても合併浄化槽により同様に排水されるため周辺農地への影響はないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思えます。議案第2号4について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号4は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思えます。議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号1農業振興地域整備計画報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号1農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

会 長

地元〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

地元の状況も問題ないので、農振除外は支障がないと思います。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域外の土地ではあり、町役場から500m以内の存しており、周囲は市街地化しており、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号1について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号2について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号2農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

会 長

地元〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

5筆の農地について現地調査を行いました。場所的にも問題なく、やむを得ないと思われま

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域外の土地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号2について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号3について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号3農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

会 長

地元〇〇委員さんより意見を頂きたいと思えます。

〇〇委員

申出地は、山と山の間の谷間となっている荒廃地で、資材置場としての利用するための農振除外はやむを得ないと思えます。

会 長

ただ今、事務局と地元委員さんより説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思えます。

会 長

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域外の土地であり、周囲は里道を挟み農地はあるものの、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第4号3について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第4号4について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号4農業振興地域整備計画について、農用区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

会 長

私が地元ですので意見を述べたいと思います。

会 長

申出地はこすもす館の東側で、町営の集合住宅ということで色々と異議はないと思われますので、宜しくお願いします。

〇〇委員

この場所は、北茂安の中で1番の優良田だと思っております。私の意見としては、1点目は農業が今後も継続してできるようにしてもらいたい。周囲では農薬の散布をヘリや動力を使用して行うが、今後できないとなれば農業者として非常な打撃となることから、今後も使用することを明記してもらいたい。

次は、東側に道路があるが、最近通学道路として整備されている。通学時には農業者は遠慮していることから、安全面に十分気を付けてもらいたい。

これは地元農家の意見として受け止め、農業が継続できる施策を取ってもらいたい。

〇〇委員

申出地の7筆について、事業者の氏名は記載されているが参考までに土地の譲渡人の氏名を教えてください。

事務局

農振除外資料に基づき、地番ごとに所有者名を説明。

〇〇委員

他の案件は字図に所有者名が記載されていることから整合性を取ってもらいたい。

〇〇委員

雨水に関してですが、この場所はすぐに冠水する。雨水排水に関してはきちんとしてもらいたい。

〇〇委員

公共施設であるこすもす館の北側や保育所の北側は、今後何か計画がされているのでしょうか。

事務局

農振除外で意見聴取されているのは当該案件だけですので、今後の計画については把握しておりません。

〇〇委員

私が危機に感じるのは、地域と密接に関わる集合住宅だから、もっと場所の選定等について検討が必要でなかったのかと考えます。また、住宅用地や住宅建設に関して、民間を活用した方が良いのではないかと思います。

〇〇委員

私の担当地区は、密集した集落に隣接して田畑がある。新しく家を建てて、田畑からイタチなどの有害鳥獣が出たからと言って地権者は責任を取る必要はあるのか。

事務局

農地法第2条に、農地の所有者及び管理者は適正に管理しなければならない。と規定はされている。現在、農業委員会としては、隣接者からの苦情や周辺農地への害虫被害等が見込まれる場合には、地元委員と現地確認の上、適正な管理をお願いしますということで通知を行っている。ただ、有害鳥獣の発出まで及ぶかについては不明です。

会 長

他に無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、庁舎支所と位置づける公共施設から 500m以内に存する場所にある。また、町の国土利用計画において、子育て拠点、生活拠点、交流拠点としてゾーニングされたエリアにあり市街地化が見込まれる場所であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。なお、複数の委員さんより意見がありました内容について、「周囲の営農に支障を及ぼすことなく、継続した営農ができるよう理解と配慮を行うこと。」の意見については、確認のうえ対応したいと考えます。

会 長

採決に移ります。議案第4号4について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「賛成多数。」ということで意見を付けて決定します。

続きまして、議案第5号受付番号1 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号受付番号1 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議案書掲載の内容、現地確認写真、字図、航空写真により状況説明。

会 長

現地確認を行いました委員さんの中から、〇〇委員さんより意見を頂きたいと思えます。

〇〇委員

3月23日に委員さん方と現地確認を行いました。字図の赤枠で囲んでいる箇所全体が、現地確認時の写真のようになっている。地権者も元に戻すのは不可能と言っている。竹が密集しており、開発も容易にはいかないと思われる。ただ、非農地の状態ではあるが、地権者の意見を聴きながら進めていくべきだと思います。

会 長

事務局と現地確認委員さんより説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いします。

〇〇委員

非農地判断を行った場合、地目はどうなるのか。

事務局

農業委員会の中では、「非農地」の判断だけであり、地目の認定は法務局との協議になってくる。農業委員会としては、あくまで農地法の中の範疇での線引きでしかない。

事務局

今回の非農地判断は、現況を確認して、状況を決定し通知するのみ。耕作する意向があれば農地として活用してもらうことは構わない。地目変更する権限はないため、あくまでお知らせをするのみ。

会 長

それでは、3542-1と3542-2に限っては、草刈り等の管理がされている様子なので、これを除き非農地と判断し決定することよろしいでしょうか。「意見なし」
続きまして、議案第5号2について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号受付番号2 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議案書掲載の内容、現地確認写真、字図、航空写真により状況説明。

会 長

〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

地権者は、地元以外の座主野、法人、東尾の方となっている。現状は、狭くて段差があり、大木が繁っていることから農地としての利用は困難と思われます。

会 長

質疑のある方は挙手をお願いします。

会 長

質疑がないことから、非農地と判断したいと考えます。「意見なし」
続きまして、議案第5号3について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号受付番号3 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議案書掲載の内容、現地確認写真、字図、航空写真により状況説明。

会 長

〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

昨年11月頃に現地確認した際には、雑草や木が茂っていた。3年くらい前までは耕作をされていたと記憶していますが、機械等の農機具を使って作業ができる場所ではない。昭和40年代にミカン園として開墾された場所で、道も狭く段差がある状況です。

会 長

質疑のある方は挙手をお願いします。

会 長

質疑がないことから、非農地と判断したいと考えます。
「意見なし」
続きまして、議案第5号4について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号受付番号3 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議案書掲載の内容、現地確認写真、字図、航空写真により状況説明。

会 長

〇〇委員さんより意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

4017は隣接するアパートの所有者が開発を計画したが、湧水が出てきた場所で盛土だけして建設できなかった農地で、農地としての利用は不可能な場所です。

残りの4筆は所有者が白石神社となっており、ここはすべて利用権設定をして貸してある。敷地内の道の両脇はミカン畑であったが、後継者がいないため山林化している。ただ、栗林、ミカン山としてされているところについては、借り手の方は自分たちの体が続く限りやりたいと言っている。ただ、今までは10年の契約であったが、今からを2年として、そのまま継続したいということなので、白石神社の4筆は農地として残してもらいたい。

事務局

昨年の利用状況調査で再生困難として報告されていた以降に利用権終了の期間が到来した農地もあるが、新たな更新はなされていない。

また、一部が耕作されているからと言って非農地としない場合、全体が農地として残ってしまうこととなる。

〇〇委員

昨年調査した際は、道路からの確認で全体が山林化していると判断した。

事務局

農地として残すこととなれば、大木が繁っている箇所を除き、適正に管理していただく必要がある。

〇〇委員

借りている個人が耕作するよう申し入れを行いたい。

会 長

それでは、白石神社の4件を除き非農地と判断したいと考えます。

「意見なし」

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項による通知書について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書P69 報告第1号（農地法第18条第6項による通知書について）借受人、貸出人の住所、氏名、解約理由、合意日、引渡日、申出合計筆数、面積などを説明する。

会 長

事務局より説明がありました、報告1号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

無いようですので報告第1号については、通知どおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告第2号農地形状変更届出について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号農地形状変更届出について、届出農地の所在地、申請人、形状変更理由、嵩上げ高等について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました、報告2号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、その他ということをお願いします。

その他

5月の農業委員会においても非農地判断についてのご意見や判断をさせていただきたく、その場所等については事務局より選定させてもらい行っていただきたいと思います。

また、本定例会で非農地として判断した農地に関し、通知を発出することを説明。

会 長

次回は5月2日（火）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、5月2日（火）実施するというので決定いたします。

それから、来月分の現地調査を4月25日（火）午前中に予定しておりますのでよろしくお願ひ致します。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで4月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 木 下 信 行

議事録署名人 5 番

議事録署名人 6 番